

別紙

日光市移住支援金交付要綱に係る個人情報の取扱い

日光市は、移住支援金の交付事務に際して得た個人情報について、日光市個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、当該事務の実施のために利用します。

また、日光市は、当該個人情報について、栃木県又は他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、栃木県、他の都道府県、他の市区町村、栃木県マッチング支援事業実施要領（平成31年4月23日制定）に規定する企業情報提供サイトに登録された法人又はとちぎまるごと創業プロデュース事業実施要領（平成31年4月23日制定）に規定する地域課題解決型創業支援プロジェクトの実施主体に提供し、又は確認する場合があります。